

入札告示

札幌市告示第 1767 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 6 年 4 月 22 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市総務局広報部広報課広報係 電話 011-211-2036

- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達件名 令和 6 年度レイアウトソフト操作技術研修実施業務
 - (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 6 月 10 日まで
 - (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- 3 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、「広告業」、「専門サービス業のうちデザイン業」または「その他サービス業」に登録されている者であること。
 - (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (6) 告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、官公庁や民間企業などで本業務と同様の業務を受託の上、適正に履行した実績がある者であること。
 - (7) 別添仕様書及び入札説明書に示した役務の提供が十分に可能な者である

こと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページ「総務局広報部一般競争入札等情報」のページ (<https://www.city.sapporo.jp/koho/keiyaku/nyusatsu.html>) に掲載する。
- (3) 入札書の受領期限 令和6年5月9日(木)10時00分必着
- (4) 開札の日時及び場所 令和6年5月9日(木)11時00分
札幌市役所本庁舎9階局会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

5 入札手続等

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書又は請書の作成の要否 要。契約担当課の指示に従うこと。
- (6) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができな

いときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。